

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年  
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、  
平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号  
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3464名

被告 関西電力株式会社 外1名

## 「証拠調に関する意見書」に対する意見書

令和6年3月18日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



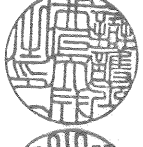


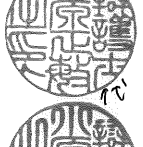
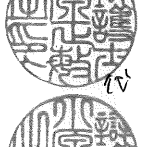
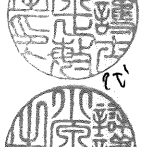



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	井	上	大	成	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	
弁護士	富	野	聡	史	

原告らの令和6年3月1日付の「証拠調に関する意見書」における証拠申出の予定（以下、「本件予定申出」という）に対する被告関西電力株式会社（以下、「被告」という）の意見は以下のとおりである。

## 第1 本件申出に対する意見

原告らによる本件予定申出は、いずれも必要性のないものであり、今後、証拠申出がなされたとしても却下されるべきである。

## 第2 理由

### 1 本件における証拠調べの基本的考え方

本件予定申出において原告らが原告本人・証人の尋問申出を予定する候補（以下、「証人候補」という）らに「伺う」「伺う予定である」としている事項は、以下の理由により、いずれも原告本人・証人の尋問手続に馴染むとは考え難い。

証人は、基本的に、「五官の作用によって自己の見聞・観察・経験した結果としての一定の事実の存否、その当時の状況などを」、すなわち、「供述前に見聞・観察・経験した過去の事実について」供述する第三者であり（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅳ（第2版）、153頁）、裁判所は、その尋問を通じて、供述内容の真偽を判断することとなるものである。

特に証人は、「事実についての具体的な知覚を報告すべきであり、意見や判断を述べるべきでない。それゆえ、証人には代替性がない。このことは、証人と鑑定人との区別、ならびに、証人と当事者との区別にとって重要である」と考えられている（松本博之、上野泰男・民事訴訟法（第7版）、450頁）。

しかしながら、本件予定申出の記載事項及び赤松純平氏による意見書を見ても、原告らの挙げる証人候補らは、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）の状況を直接「見聞・観察・経験した」結果を供述するというのではなく、被告が実施した調査結果や他の発電所における事故等に関して、証人候

補ら加えた分析や意見を供述するということにならざるを得ない。すなわち、本件予定申出の目的・趣旨は、証人候補らの上記分析・意見が妥当かどうかという点に過ぎず、口頭での尋問を通じて同氏の知覚・記憶・表現・叙述の各過程を確認することにより、供述内容の真偽を判断すべき性質の事項ではない。また、供述内容が客観的な分析結果であるとするれば、供述者については代替性があるし、そうではなく意見や判断を述べるものであれば、そもそも証人ではない。

以上のとおり、本件予定申出は、いずれも原告本人・証人の尋問手続に馴染むとは考え難いといえ、その必要性は認められない。

## 2 各証人候補について

上記1で述べた点に加え、原告らが各証人候補について挙げている個々の事項、本件の争点との関係性、証人としての適格性等を踏まえれば、本件予定申出に記載されている証人候補らの原告本人・証人尋問が必要性を欠くことはより一層明らかである。以下、①赤松純平氏、石橋克彦氏、池内了氏ら（以下、あわせて「赤松氏ら」という）、②これまでの準備書面に基づいて弁論を行った原告ら、③福島第一原子力発電所事故発生時に福島県内に居住していた者らの順に詳述する。

### (1) 赤松氏らに関する申出について

原告らは赤松純平氏に「伺う」事項として、本件発電所にかかる「大飯原発敷地の地域特性、地盤特性、また同原発の地盤特性についての原子力規制委員会の審査の過誤（審査すべき事項を審査しなかったこと）」等を、石橋克彦氏に「伺う予定である」事項として、「地震の規模を事前に正確に予測することは困難であること（地震学の三重苦）」「FO-A、FO-B、熊川や上林川断層など、大飯原発周辺の個別の活断層について十分に評価されているとは言えないこと」等を、池内了氏に「伺う予定である」事項として、「科学の限界と原発の安全性欠如、被告関西電力の問題点や技術者としての不適格性、専門機関としての原子力木瀬（引用者注：「木瀬」は「規制」の誤記と思われる）

委員会の不適格性、危険性」等を挙げる。

しかし、これらの点のうち、石橋克彦氏及び池内了氏に「伺う予定である」事項については、どちらも、原告らのこれまでの主張のうち、具体的にどの主張と対応するものなのか関係性が不明である。また、後者の池内了氏に関する事項については、原告らの人格権侵害を基礎づける本件発電所の具体的危険性との関係性さえ不明であり、特に「被告関西電力の問題点や技術者としての不適格性、専門機関としての原子力規制委員会の不適格性、危険性」については、被告や原子力規制委員会の適格性等に関する同氏の意見や判断を述べるに過ぎないものと思われる。

この点を措くとしても、上記「伺う」「伺う予定である」事項にかかる赤松氏らの分析が妥当かどうかの評価にあたっては、以下の理由のとおり、書面による立証が適している。

#### ア 書面による方が正確な理解に資すること

赤松氏らに「伺う」「伺う予定である」事項は、いずれも高度に科学的・専門的な内容を含むものであるところ、原告らはそれらが科学的に妥当であること等を、赤松氏らの意見によって立証しようとしているのであるから、その実質は鑑定意見に等しいものである。

そして、鑑定においては、書面による意見の報告が認められており（民事訴訟法 215 条 1 項）、これは「鑑定人の意見は専門的技術的であるから、口頭では正確に陳述し、または理解し難い場合があるし、口頭の陳述を聞き、それが正しいかどうかを即時に判断する必要は、鑑定の性質上、証人の場合とは異なり少ないから」であるとされている（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅳ（第 2 版）、337 頁）。

この点は、原告らが赤松氏らに求める意見についても当てはまる。すなわち、同氏らの意見は高度に科学的・専門的な事柄であるから、口頭によっては、正確に陳述すること、あるいは正確に理解することが困難であると考え

られるし、既に述べたように、口頭により即時に真偽を判断すべき性質のものでない。

したがって、赤松氏らの意見についての証拠調べの方法としては、意見書や陳述書等の書面の提出による方法が、最も効率的かつ効果的といえる。

また、赤松純平氏については、原告らから、既に複数の意見書が書証として提出されている（甲 234、甲 357、甲 358、甲 358 の 2、甲 422、甲 467、甲 481、甲 497、甲 510、甲 514、甲 576、甲 586、甲 587、甲 596、甲 597、甲 598、甲 602、甲 603、甲 607、甲 611。）ことからしても、これに加えて原告本人の尋問を行う必要性は乏しい。仮に、意見書において未だ明らかにされていない赤松純平氏の意見があり、原告らがそれを正確に証拠化したいというのであれば、書面において科学的・専門的資料を用いつつ当該意見を述べた上で、それを提出すれば足りるはずである（このことは、これまでに原告らが意見書や陳述書を証拠として提出していない石橋克彦氏及び池内了氏にもあてはまる）。

#### イ 各「伺う」「伺う予定である」事項が学術的意見に過ぎないこと

そもそも原告らが赤松氏らに「伺う」「伺う予定である」事項として挙げている争点は、専門家による科学的な学術論争としての性質が色濃く、そのような点についての学術的意見の応酬は、法廷で行われるべきものではない。この点については、平成 26 年（ネ）第 126 号大飯原発 3、4 号機運転差止請求控訴事件に対する名古屋高等裁判所金沢支部の判決において「自然科学の分野で諸説が対立する事柄があったとしても、裁判は学術論争をする場でないことはもちろんであり、いたずらに自然科学の分野における論争や対立に介入すべきものではない」（丙 279、64 頁）と判示されている。

#### ウ 小括

以上のとおり、赤松氏らの原告本人・証人尋問はいずれも不要であり、その意見内容を取り調べるのであれば意見書等の書面によるべきと考える。

(2) これまでの準備書面に基づき弁論した原告らに関する申し出について

原告らは、「今まで準備書面に基づいて弁論を行った原告の中から5名程度」に対して「避難計画の実施困難性の各論部分」に関する「各原告の事情について伺う」とするが、これら「各原告の事情」はいずれも本件訴訟の主たる争点とは関係がなく、採用されるべきではない。

本件訴訟のような原子力発電所の運転差止訴訟において検討されるべきは、発電所について原告らの人格権侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かであり、本件訴訟の主たる争点は、被告が本件発電所に対して施した各種の安全確保対策を踏まえてもなお、炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常な放出が生じる蓋然性があるか否かである。

しかし、原告らの挙げる「各原告の事情」は、本件発電所において重大事故等が生じること、すなわち原告らの主張が認められることが前提となっているのであって、重大事故等が生じる蓋然性を証するものとはなっておらず、尋問の必要性が認められない。

(3) 福島第一原子力発電所事故発生時に福島県内に居住していた者について

原告らは、「福島第一原子力発電所の過酷事故発生時に福島県内に居住していた」3名に対し「事故前の生活の状況、事故後の避難の状況、その後の生活の状況を伺う」としている。しかし、これらの事項は、本件発電所とは位置、構造及び設備の点で全く異なる状況にある他の原子力発電所において発生した事故によって引き起こされたものであり、上記(2)同様、本件発電所において重大事故等が生じる蓋然性を証するものとなっておらず、尋問の必要性が認められない。

### 第3 結語

以上のとおり、被告としては、原告らによる本件予定申出はいずれも必要性のないものであり、今後、証拠申出がなされたとしても却下されるべきと考える。

また、仮に本件予定申出のいずれかが認容されるとしても、その人数や尋問事項は、双方の尋問によって真偽が明らかになることが期待される最小限の範囲に限られるべきである。

以 上